

第15 火花を生ずる設備（条例第10条）

1 用語の定義

- (1) 火花を生ずる設備とは、設備を操作する際に静電気の放電による火花、機械的火花等を発生し、かつ、その火花発生部分において可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいい、小麦粉等の製粉設備のように、微粉を放出し、かつ、モーター等から火花を発生するものであっても、火花の発生する部分と微粉の発生する部分とが離れているものは、本条の設備としては取り扱わないものであること

なお、火花を生ずる設備には、本条に例示した設備以外に、製綿機、カード機、粉碎機、研磨機、切削機等があること。

- (2) ゴムスプレッターとは、主として布等にゴムを引く設備をいう。
 (3) 起毛機とは、生地を毛ばだてる設備をいう。
 (4) 反毛機とは、原毛、ぼろ等をたたいて綿にほぐす設備をいう。

2 条例等の運用

条例によるほか、第2号に規定する「静電気を有効に除去する措置」及び第3号に規定する「可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置」の取り扱い及び運用については、第15-1表によること。

第15-1表

火災予防対策	有効措置	
静電気等の除去対策	室内の湿気調整	相対湿度65%以上にして静電気蓄積を制御
	空気のイオン化	放射性物質を使用し静電気発生を抑制
		高電圧コロナ放電除電器等を使用
静電気が発生する部分に直接措置するもの	電器の不良導体（紙、ゴム、繊維等）中の電荷を除去するため、不良導体部分に接地された金属ブラシ等を接触させる。	
可燃性微粉等の除去対策	可燃性蒸気に対する有効措置	蒸気濃度が爆発下限界の30%以上にならないよう換気能力を設定する。
	可燃性微粉に対する有効措置	① 粉じん爆発のおそれがないように換気能力を設定※ ② 微粉の堆積防止のため清掃等を実施

※ 換気能力については、強制換気装置に限らず外気に面する有効な開口部も含まれること。